

部長及び参事官
殿
所 属 長

生企発第318号
(情管、地域、刑企、交企、免許)
平成28年3月25日
30年保存(口訓)
本 部 長

グッドライダー・防犯登録制度支援要綱の制定について(通達甲)

県警察におけるグッドライダー・防犯登録制度の支援については、「グッドライダー・防犯登録制度支援要綱の制定について(例規)」(平成10年10月21日高生企発第528号ほか)により実施してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、グッドライダー・防犯登録制度の支援に関し別添のとおり「グッドライダー・防犯登録制度支援要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

グッドライダー・防犯登録制度支援要綱

第1 趣旨

この要綱は、一般社団法人日本二輪車普及安全協会（以下「二普協」という。）が主体となって実施するグッドライダー・防犯登録制度を支援するために必要な事項を定めるものとする。

第2 グッドライダー・防犯登録制度の定義

グッドライダー・防犯登録制度は、二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）の使用者等に対する安全教育の徹底を図るとともに、二輪車に係る犯罪の予防及び盗品等の早期回復に資することを目的として、二普協が実施主体となって推進している任意の制度である。

第3 グッドライダー・防犯登録制度の流れ

二輪車の使用者の申請に基づき、二普協に加盟している二輪車販売店・修理業者（以下「登録取扱店」という。）から二普協に対して当該使用者の住所、氏名等及び当該二輪車の車両（標識）番号、車台番号、防犯登録番号等の情報が送付され、当該情報は二普協における一元的な管理の下、警察庁に提供され、各都道府県警察における二輪車の防犯登録番号照会に利用されることとなる（別紙参照）。

第4 照会の方法等

防犯登録番号照会の対象となる二輪車は、グッドライダー・防犯登録をしている二輪車のみであり、グッドライダー・防犯登録ステッカーに記載された10桁の防犯登録番号、車両（標識）番号又は車台番号から二輪車の登録者情報について照会することができる。

第5 グッドライダー・防犯登録制度に関する積極的支援

グッドライダー・防犯登録制度は、登録取扱店が、県民の協力を得て実施するものであるが、県警察においては、当該制度の適切かつ円滑な運用のため、各部門が連携して積極的に次のとおり支援するものとする。

1 登録取扱店に対する指導

登録取扱店に対して、二輪車の使用者に対する安全指導の励行とグッドライダー・防犯登録の積極的な勧奨並びにグッドライダー・防犯登録票の適正な作成及び早期送付に関する指導を行うものとする。

2 二輪車の使用者に対する広報

二輪車の使用者に対して、地域安全ニュース、ミニ広報紙等の広報媒体及

び運転免許取得時講習、更新時講習、各種会合等の機会を活用したグッドライダー・防犯登録制度の広報を行うものとする。

別紙（第3関係）

グッドライダー・防犯登録制度の流れ

